

12 その他の人権課題

北朝鮮当局による拉致問題等



北朝鮮当局による拉致問題とは

北朝鮮当局による拉致問題は、国民に対する人権侵害であり、日本の国家主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題です。

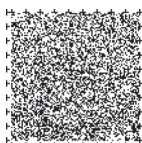
1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となりました。これらの事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったため、平成3（1991）年以来、日本政府は、機会あるごとに北朝鮮当局に対して拉致問題を提起してきました。平成14（2002）年9月に、北朝鮮当局は、初めて日本人拉致を認め、同年10月に、5人の被害者が帰国しましたが、他の被害者については、北朝鮮当局は、いまだ問題の解決に向けた具体的行動をとっていません。

日本政府は、現在までに17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定し、このほかにも拉致された可能性を排除できない人が存在しているとの認識のもと調査や捜査を進めるとともに、すべての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて、取組みを進めています。

拉致問題に対する認識を深めよう

平成18（2006）年6月に、拉致問題をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めること等を目的として、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する法律」が施行されました。この法律では、国や地方公共団体の責務が定められるとともに「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」（12月10日～16日）が創設されました。

拉致問題の解決のために、私たち一人ひとりがこの問題に対する関心と認識を深めることが大切です。



内閣官房 拉致問題対策本部ホームページ
<http://www.rachi.go.jp/>



〔平成23年度北朝鮮人権侵害問題啓発週間ポスター〕



資料：政府 拉致問題対策本部ポスター